

公の施設の利用からの暴力団排除事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、公の施設の利用から暴力団を排除し、県民が安心して利用できる公の施設の確保を図ることを目的として、指定管理者業務に係る利用事務取扱要綱（以下「要綱」という。）及び同細則に定めるほか、指定管理者が実施すべき事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(関係法令等の熟知)

第2条 暴力団排除に関する法令及び関連情報等について、職員への周知を図るため、定期的に職員研修を開催するものとする。

(警察との連携強化)

第3条 暴力団排除に備えて、関係事務所（指定管理施設）においては、日頃から地元警察署との連携を密にするものとする。

2 暴力団に関する知識や対処方法などを習得するため、関係事務所長は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成21年法律第74号）第14条第1項に規定する不当要求に対する被害を防止するための責任者を選任し、別紙様式1「責任者選任届出書」により、愛知県公安委員会へ届け出るものとする。

(利用者への周知)

第4条 県全体で暴力団排除に取り組んでいることや、許可に当たり警察に照会する場合があることを利用者に周知するため、ポスター、チラシ等を作成・掲示・配布するほか、ホームページにもこの旨を掲載するものとする。

(利用許可手続)

第5条 利用許可手続については、要綱及び同細則に定めるほか、別紙「利用許可手続フローチャート」に沿って行うものとする。

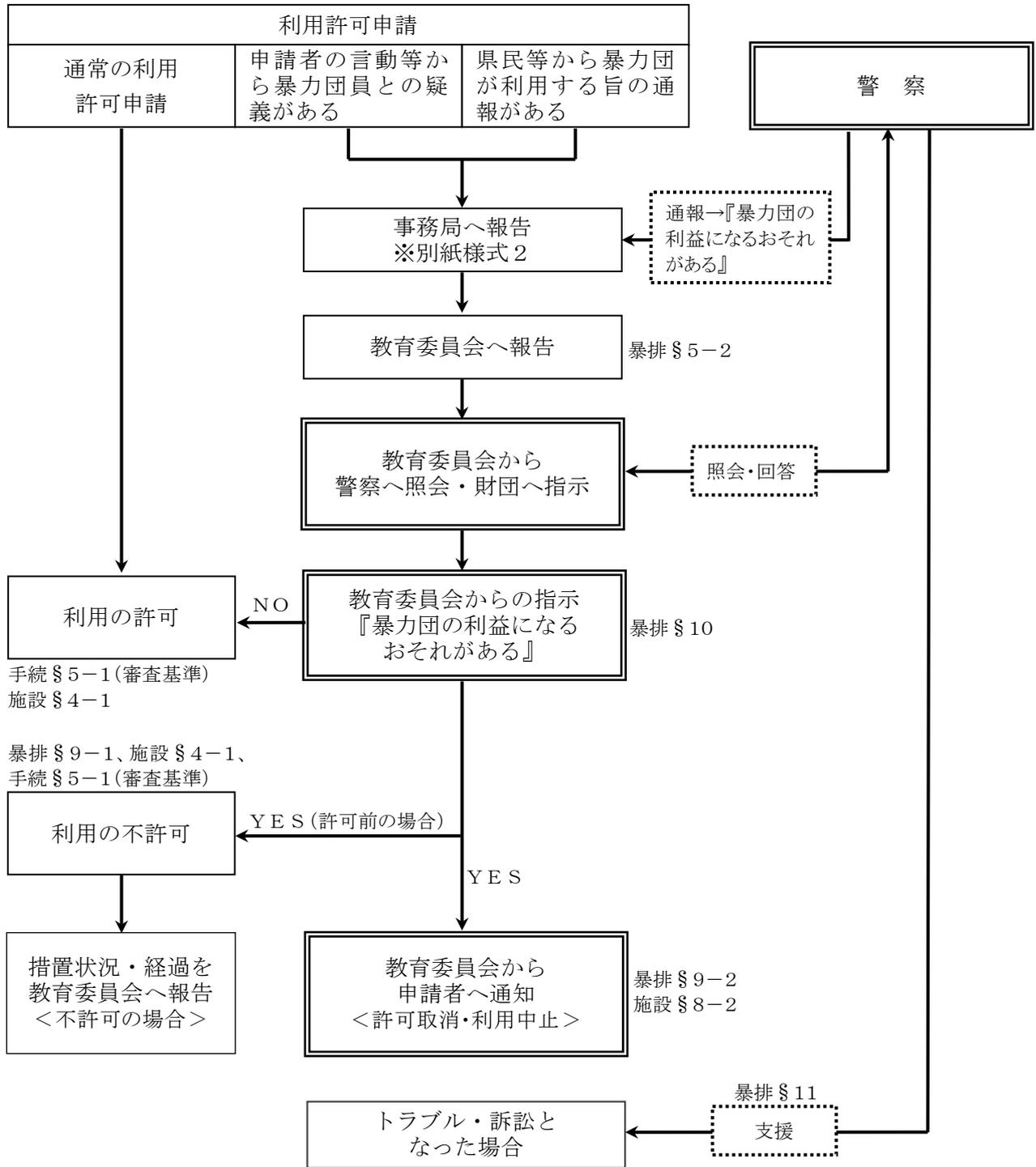
(暴力団との対応)

第6条 暴力団対応の心構えと準備、暴力団員との応対等については、公益財団法人暴力追放愛知県民会議／暴力追放運動推進センター監修による「暴力団対応のてびき」を参考とし、日頃から職場内研修を実施するものとする。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

利用許可手続フローチャート



注：暴排・・・愛知県暴力団排除条例
 施設・・・愛知県体育施設及び社会教育施設条例
 手続・・・愛知県行政手続条例
 審査基準・・・愛知県行政手続条例第5条第1項の規定により定めた審査基準

※受理年月日	. .	※署別コード		※受理番号	
--------	-----	--------	--	-------	--

責 任 者 選 任 届 出 書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 1 4 条第 1 項に規定する責任者として下記の者を選任したので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 1 7 条第 1 項の規定により届出をします。

平成 年 月 日

愛知県公安委員会 殿

届出事業者の所在地・名称・役職名・氏名

印

記

責 任 者	責任者の勤務する事業所所在地	〒	—
	フリガナ		
	事業所の名称		
	業 種		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日生 (歳)	
	役 職 名		
	連絡先電話番号		
	選 任 年 月 日	平成 年 月 日	
	不当要求防止責任者講習受講歴	有 (受講グループ名) 無	
	届 出 の 内 容	新規・変更 (前任者氏名等)	

※印欄は、記載しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

暴力団排除に係る連絡票

事務所名

施設名		
利用申請内容	利用日時	
	利用目的	
	団体名	団体名 所在地 (電話)
	代表者	氏 名 住 所 (電話)
	担当者	氏 名 住 所 (電話)
利用申請の詳細 (不審な点)		
県民・警察からの通報内容		
施設における対応状況		